

亀山市立亀山東小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成29年7月一部改正

令和2年5月 一部改正

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止及びその対応等は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、いじめをなくすため、まずは日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち指導の充実を図り、児童が楽しく学びつついきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であると考えます。

上記の考え方のもと、亀山市教育ビジョン及び亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

(2) いじめ防止のための基本姿勢・意識（認識）

いじめ防止のための基本姿勢として以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

また、いじめ問題に取り組むにあたっては、下記の意識（認識）を持つことが必要である。

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・ いじめは、人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめられている児童を徹底して守り通す。
- ・ いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- ・ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、総がかりで取り組むべき問題である。

(3) 関係機関との連携

学校は亀山市教育委員会からの学校支援を受けながら、組織的に関係機関と連携して、対応を図りいじめが発生したら、速やかに亀山市教育委員会に一報する。

学校は亀山市教育委員会と連携しながら、教職員からの経過報告や相談を受けるとともに、事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、指導主事の派遣、スクールカウンセラーの活用等の支援策を、三重県教育委員会、亀山警察署、鈴鹿児童相談所等との連携のもと検討し、亀山市教育委員会からの学校支援を受けながら、いじめ問題の早期解決を図る。

いじめに関する通報及び相談を受けた者は、いじめに関する通報又は相談を行った者等の個人情報適切に保護するよう留意する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、心理の専門家等によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。また、必要に応じて、学級担任が委員会に加わる。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修

正の中核としての役割

- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめ防止のために

① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。(1 (1) に定義として記載あり)

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起った時のいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶

対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じて児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。

イ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育成

ア 全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。

イ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

ウ 全ての児童が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

⑤ 児童自らがいじめについて学び取り組む機会の設定

ア 児童がいじめの問題について学び主体的に考える取組の推進

児童自らがいじめの問題について学び主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

イ 道徳教育及び体験活動等の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を作るため、道徳教育及び体験活動等の充実に努める。また、学校における児童の情報モラル教育を推進する。

⑥ いじめの防止等のための啓発活動

ア 学校は、児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめ防止等のために自主的な活動を行う。

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童の主体的な取組を推進し、児童だけでなく、保護者、地域に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を設定する。また、児童、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる窓口、及び関係機関

と連携を図る。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

ア 日常的な児童への目配りや個人面談、生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

イ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や児童自らのSOSを重視する。教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

エ アンケートの実施にあたっては、適切に児童の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。その際、虐待が疑われる記述等があった場合は、市へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、鈴鹿児童相談所等と連携しながら対応する。

② 保護者の役割

保護者は保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力を要請する。保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して児童の情報交換ができるようにする。

③ 相談体制の充実

いじめ防止等に関する機関又は団体と連携し、児童、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる相談窓口の周知を図る。

また、児童がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等を活用することにより、学校の教育相談体制の充実を図る。

亀山市いじめ等の教育相談窓口

電 話 0595-84-5077

相談日時 月～金(午前9時～午後5時)

「いじめ電話相談」 毎日24時間 三重県教育委員会 TEL059-226-3779

「24時間SOSダイヤル」 毎日24時間 文部科学省 TEL0120-0-78310

「少年相談110番」 平日9:00～17:00 三重県警察 TEL0120-41-7867

「こどもほっとダイヤル」 13:00～21:00 TEL0800-200-2555

「子どもの人権110番」 平日8:30～17:15 法務省 TEL0120-007-110

「こども弁護士ダイヤル」 平日9:00～17:00 三重弁護士会 TEL059-224-7950

「チャイルドラインMIE」 月～土 16:00～21:00 TEL0120-99-7777

④ 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や亀山市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

⑤ 学校・保護者・地域の連携推進

いじめ問題への理解を深めるための広報啓発活動を積極的に行うことで学校・家庭・保護者の連携推進を図るとともに、相談機関等の周知も積極的に行う。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア 学校の教職員がいじめと疑われる行為を発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

イ 発見・通報を受けた教職員は、学校におけるいじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。その後、当該組織が中心となり速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

エ 必要に応じて、学校におけるいじめ防止対策委員会の方針のもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

ア いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

ア いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にい

じめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてる等同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体にはいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

⑥ いじめが「解消している」状態の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし状況によってはさらに長期の期間が必要である場合は、亀山市教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、さらに長期の期間を設定する。

教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点で、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。教職員は被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したりいじめの疑いを認めたりした場合は、学校や亀山市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。

また、学校はいじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民と連携して、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとする規定されている。

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。</p> |
|--|

① 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安

に関わらず、亀山市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、亀山市教育委員会を通じて亀山市長へ事態発生について報告する。

組織的対応の流れ

